

地域生活定着促進事業における高齢出所者支援の現状と課題**ー地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査からー**

○ 首都大学東京大学院博士課程 氏名 篠崎 ひかる (009423)

キーワード：高齢犯罪者，司法福祉，社会的孤立

1. 研究目的

近年、日本における高齢犯罪者の数は高齢化のスピードを上回る勢いで増加している。その要因として、釈放後地域社会で生きづらさを抱え、短期間で再犯に至る高齢犯罪者の存在がいくつかの先行研究で明らかにされてきた。この状況を受けて、厚生労働省は「地域生活定着促進事業」を2009年に開始し、都道府県に設置される地域生活定着支援センターにおいて、高齢受刑者の出所後の生活環境調整を実施している。地域生活定着促進事業開始後、高齢犯罪者の地域定着に関する関心は高まっており、昨年の犯罪閣僚会議において「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が決定される等、高齢犯罪者に対する出所後支援の充実は喫緊の課題となっている。

先行研究では、生活困窮や、利用できる福祉制度の情報不足、家族・近隣からの孤立、社会における役割や居場所の喪失といった複合的な要因により犯罪に至る高齢者の存在が明らかになった。しかしながら、高齢犯罪者に関する研究は、追跡が困難であるという実情も伴って、刑事司法手続上の高齢犯罪者を対象としたものが多く、出所後の地域生活に着目した研究はない。高齢出所者の安定した地域生活のためには、矯正施設内での処遇のみならず、矯正施設出所後の生活に着目し、出所後支援の実態や課題を考察する必要がある。これらの議論を踏まえ、本研究では、地域生活定着促進事業の対象となった高齢出所者に焦点を当て、高齢出所者支援の現状と課題を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、地域生活定着促進事業が萌芽的段階にあり、現場での取り組みが先行していることを鑑みて、地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査を実施した。調査対象は、政令指定都市等の大都市を抱える5県の地域生活定着支援センターのセンター長およびセンターの職員合計10名である。調査内容及び調査方法は、「地域特性」「業務の実施状況」「他機関との連携」「高齢対象者支援の特徴」「今後求められる支援」などの質問項目に基づき、1人あたり1時間から1時間半程度の半構造的インタビューを実施した。

3. 倫理的配慮

調査協力者に対し、調査への協力は本人の自由意志であり、同意書提出後であっても、調査の中止や拒否ができ、それによる不利益が生じることはない旨を事前に説明した。調査の際には、調査協力者の同意の上で録音もしくは筆記による記録を行い、逐語データに

起こした。また本調査は、報告者の所属する首都大学東京研究安全倫理規定に基づき、首都大学東京研究安全倫理委員会の承認を受けている。

4. 研究結果

地域生活定着支援センターでは、住まいの確保や経済的問題、医療介護等の利用支援を最優先業務としながらも、相談相手の獲得や日中活動に関する支援も並行して実施していた。また、調査の結果から、従来から着目されてきた要介護高齢者だけではなく、要介護・要支援に該当しないものの何かしらの支援を必要とする高齢対象者への支援に課題を抱えているセンターが多いことが明らかにされた。

要介護状態の高齢対象者は、矯正施設出所後、施設に帰住し、医療や介護、服薬管理、金銭管理などの生活全般にわたる支援を利用することができ、施設生活の中で友人や相談相手を獲得する場合も多い。介護が必要な身体的状態にあることも相まって、再犯のおそれはほとんどないという。一方、要介護・要支援に該当しない高齢対象者は、利用できる社会資源の不足から、通院同行、服薬管理、金銭管理といった直接的な支援についても地域生活定着支援センター職員の支援に頼らざるを得ない者が少なからず存在している。また、居宅生活を送る対象者は他者と関わる機会が少なく孤立しやすい傾向にあり、地域生活定着支援センター職員以外に相談相手を獲得するのが難しい。高齢対象者は、高齢であることを理由に就労につながりづらく、生きがいや自己有用感の獲得につながるような日中活動の確保に課題を感じているセンターもあった。このような状況に対して、地域生活定着支援センターでは、シルバー人材センターやカルチャースクールの利用等の利用を促すことで日中活動の支援を行い、電話相談や定期的な訪問により、何か困りごとや悩みがある場合の相談相手としての役割も果たしている。

5. 考察

調査したすべてのセンターにおいて、要支援・要介護に該当しないながらも、生活支援を必要とする対象者に対して、現在はやむを得ず地域生活定着支援センターの職員が直接的な生活支援を実施している状況である。その結果、職員の業務量は年々増加し、かつ社会資源の調整から継続的な相談支援まで多様な役割が求められていることがわかった。

しかし、地域生活定着支援センターは対象者が帰住先へ定着するまでのコーディネートが主な業務とする機関であり、職員が日常生活への直接的かつ継続的な支援を行うことは想定されていない。今後は、介護サービスの利用対象にならない高齢出所者へのサービスや制度を充実させていく必要がある。